

安協発第11号
令和5年8月21日

呼吸用保護具の型式検定申請者 各位

公益社団法人 産業安全技術協会

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具性能試験の
同一の型式の取り扱いについて

公益社団法人産業安全技術協会は、防じんマスクの規格、防毒マスクの規格及び電動ファン付き呼吸用保護具の規格に基づいて呼吸用保護具の型式検定を実施します。しかし、同一メーカーの型式に、ほぼ同一のデザインと性能を有するが、部分的に形状や材質の微少な相違を含む製品、互換性のある複数のデザイン又は材質の部品が設計されるなど、製品の基本的な性能に影響しない程度の多様性を含む一群の製品があります。そこで、今般、防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具の各部の材質や形状等について、性能に相違をもたらさない範囲で同一の型式として取り扱う方針を定め、下記のように運用することにしましたのでお知らせいたします。

防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具性能試験の
同一の型式の取り扱いについて

令和5年8月21日
公益社団法人産業安全技術協会

目次

1. はじめに	1
2. 面体	
(1) 形状	1
(2) 材質.....	1
3. フード	
(1) 形状.....	2
(2) 材質.....	2
4. フェイスシールド	
(1) 形状.....	3
(2) 材質.....	4
5. しめひも及びしめひもの取り付け部	
(1) 形状.....	4
(2) 材質.....	4
6. 排気弁	
(1) 形状.....	5
(2) 材質.....	5
7. ろ過材及び吸収缶	
(1) 形状.....	5
(2) 材質.....	6
8. 連結管及び連結管の取り付け部	
(1) 形状.....	6
(2) 材質.....	7
9. ファンユニット	
(1) 形状.....	7
(2) 材質.....	8
10. 吸気補助具	
(1) 形状.....	8
(2) 材質.....	9
11. その他の部品	
(1) 形状.....	9
(2) 材質.....	9
12. 色について.....	9
13. サンプルの提出について.....	9
14. 取扱説明書への記載について.....	10

1. はじめに

型式検定はサンプル毎に行われるものですが、サンプルの構造や材質等と異なる部分を含む製品であっても、同一の型式の中に含めることができます場合があります。通常、下記の事項は同一の型式として取り扱われることが多いものです。これを基準にして同一の型式の適用について検討します。

産業安全技術協会が申請を受けた際は、全ての形状について、サンプルを確認し、一型式として取り扱うべきものであると判定した場合にのみ、同一型式として扱われます。多様性について、サンプルと比較し同等以上の性能を有し基本性能に影響しないものとします。

2. 面体

(1) 形状

面体の形状は、次のとおり。

- ① 面体への吸気弁、排気弁、ろ過材、吸収缶及び連結管の取付位置は、一型式一種類のみとします。ただし、左右対称でいずれか一方を使用する場合は、型式検定申請書添付書類にその旨を記載することで左右に係らず一型式とします。
- ② 面体とろ過材、吸収缶及び連結管の接続構造は、一型式一種類のみとします。
- ③ 使い捨て式防じんマスクを除き、顔面に密着する部分（以下、接顔部という）に大きさ（例えば、大、中、小）の違いがあるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。接顔部の大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしません。
- ④ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、二酸化炭素濃度上昇値の結果及び二酸化炭素濃度上昇値が最も高くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑤ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で二酸化炭素濃度上昇値が最も高い形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。
- ⑥ 更新検定の際に、面体の接顔部の大きさ等に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、全ての形状のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(2) 材質

面体の材質は次のとおり。

- ① 面体の材質は一型式一種類のみとします。ただし、接顔部が別部品となっているものについては、接顔部以外の部品については複数の材質での申請を認めます。この場合、申請時にそれぞれの材質で実際に成形した部品を添付してください。産業安全技術協会がサンプルを確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ② 産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する材質のものを対象（ただし、しめひもの取付部が一体化している場合には引張強度の社内試験結果が一番悪いもの）として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則第6条別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質のものについても各最低1個は産業安全技術協会にサンプルを提出してください。
- ③ 同形状であっても、植毛した面体は別型式として取り扱います。

3. フード

(1) 形状

フードの形状は、次のとおり。

- ① フードへのろ過材、吸収缶及び連結管の取付位置は、一型式一種類のみとします。ただし、左右対称でいずれか一方を使用する場合は、申請書類にその旨を記載することで左右に係らず一型式とします。
- ② フードとろ過材、吸収缶及び連結管の接続構造は、一型式一種類のみとします。
- ③ フード内の送気に関係する部品の構造は、一型式一種類のみとします。
- ④ フード内にヘルメットを内蔵するものとヘルメットを内蔵しないものは別型式とします。
- ⑤ ヘルメット取り付け保持部を有するものとヘルメット取り付け保持部を有しないものは別型式とします。
- ⑥ ヘルメットを取り付けるための保持部の構造は一型式一種類のみとします。
- ⑦ ヘルメットを内蔵するものとヘルメット取り付け保持部を有するものは、取り付けられるヘルメットの製造者名及び型式の名称等ヘルメットが特定できるものに限り、ます。
- ⑧ フードに大きさ（例えば、大、中、小）に違いがあるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。フードの大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしてします。
- ⑨ アイピースの構造は、一型式一種類のみとします。
ただし、遮光用、衝撃防止用等のシールド等 によって二重構造になる場合は、送気流に影響を与えないものに限り多様性を認めます。
また、アイピースの大きさ（例えば、大、中、小）に違いがあるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。アイピースの大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしてします。
- ⑩ 伸縮性のあるフードの首ひもの形状ものは、一型式一種類とします。
- ⑪ 伸縮性のあるものをのぞいたフードの首ひも形状、長さ調節、取付位置又は取付構造が異なるものについては、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。
- ⑫ 内蔵するヘルメットの形状及び大きさが異なるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。
- ⑬ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑭ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。
- ⑮ 更新検定の際に、フードの大きさ等に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、全ての形状のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(2) 材質

フードの材質は次のとおり。

- ① 主要部を構成する生地、アイピースの材質、連結管との接続部の材質については、複数の材質での申請を認めます。
- ② 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった材料についてその理由を記載してください。
- ③ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い材料のも

のを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の材質のサンプルが必要なとした場合は、この限りではありません。）。

- ④ 接合方法はフードの材質ごとに図面に記載した範囲とします。

4. フェイスシールド

(1) 形状

フェイスシールドの形状は、次のとおり。

- ① フェイスシールドへのろ過材、吸収缶及び連結管の取付位置は、一型式一種類のみとします。ただし、左右対称でいずれか一方を使用する場合は、申請書書類にその旨を記載することで左右に係らず1型式とします。
- ② フェイスシールドとろ過材、吸収缶及び連結管の接続構造は、一型式一種類のみとします。
- ③ フェイスシールド内の送気に関する部品の構造は、一型式一種類のみとします。
- ④ ヘルメット取り付け保持部を有するものとヘルメット取り付け保持部を有しないものは別型式とします。
- ⑤ ヘルメットを取り付けるための保持部の構造は一型式一種類のみとします。
- ⑥ ヘルメット取り付け保持部を有するものは、取り付けられるヘルメットの製造者名及び型式の名称等ヘルメットが特定できるものに限りします。
- ⑦ フェイスシールドの頬当てに大きさ（例えば、大、中、小）に違いがあるり、送気流に影響を与えない形状であるものについては、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。フェイスシールドの頬あての大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしてします。
- ⑧ アイピースの構造は、一型式一種類のみとします。
ただし、遮光用、衝撃防止用等のシールド等 によって二重構造になる場合は、送気流に影響を与えないものに限り多様性を認めます。
また、アイピースの大きさ（例えば、大、中、小）に違いがあるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。アイピースの大きさの違いとは、形状が概ね相似形のものとしてします。
- ⑨ 伸縮性のあるフェイスシールドの首ひもの形状ものは、一型式一種類とします。
- ⑩ 伸縮性のあるものをのぞいたフェイスシールドの首ひも形状、長さ調節、取付位置又は取付構造が異なるものについては、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。
- ⑪ フェイスシールドに取り付けるヘルメットの大きさが概ね相似形で異なるものについて、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。
- ⑫ フェイスシールドに取り付けるヘルメットの型式が異なるもので、同一の固定具でフェイスシールドとヘルメットの位置関係が同じものに限っては、新規検定の際、同時に申請された場合については一型式とします。
- ⑬ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑭ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なとした場合は、この限りではありません。）。

- ⑫ 更新検定の際に、フェイスシールドの大きさ等に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、全ての形状のサンプルについて産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(2) 材質

フェイスシールドの材質は次のとおり。

- ① フェイスシールドの類当ての材質、アイピースの材質、連結管との接続部の材質については、複数の材質での申請を認めます。
- ② 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率が高くなった材料についてその理由を記載してください。
- ③ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率が最も高い材料のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の材質のサンプルが必要なとした場合は、この限りではありません。）。

5. しめひも及びしめひもの取り付け部

(1) 形状

しめひも及びしめひもの取り付け部の形状は、次のとおり。

- ① 面体としめひもの取付部の形状については、一型式一種類のみとします。
- ② しめひもの形状については、頭当部分及びとめ具等が交換できるもので、新規検定の際、同時に申請され、申請書添付書類にそれぞれについての引張強度試験等の結果等を記載してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ③ しめひもの長さは、顔面への密着性を保持する目的の範囲で長さ違いのものを同一型式とします。長さの範囲は、図面で指定してください。
- ④ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、引張強度の結果及び引張強度が弱くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑤ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で引張強度が最も弱い形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なとした場合は、この限りではありません。）。
- ⑥ 更新検定の際に、しめひもに違いがあるものを同一型式として追加する場合は、全ての形状のサンプルについて申請書添付書類の内容を産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。ただし、他の型式検定に合格した形状又はその組み合わせに限りません。

(2) 材質

しめひも及びしめひもの取り付け部の材質は次のとおり。

- ① しめひもの布、ゴム、ネット等伸縮する材質については、一型式一種類とします。

- ② しめひもの取付部の材質は、新規検定の際、同時に申請され、申請書添付書類にそれぞれについて実際に成形した部品での引張強度の結果を記載（申請書には、どの個所を固定したかを具体的に記載ください）してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ③ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各寸法、引張強度の結果及び引張強度が弱くなった材質についてその理由を記載してください。
- ④ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で引張強度が最も弱い形状のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。
- ⑤ しめひものに付随する小部品（止め金、エンドチップ、長さ調整具等）について、構造規格規定のしめひもの強度に関係しないものは、申請書添付書類に材質を記載しなくても随時変更できるものとします。

6. 排気弁

(1) 形状

排気弁（弁、弁座及び弁座覆で構成される）の形状は、一型式一種類のみとします。

(2) 材質

- ① 弁の材質は、一型式一種類のみとします。
- ② 弁座及び弁座覆の材質は、新規検定の際、同時に申請され、申請書添付書類にそれぞれについて実際に整形した部品での排気弁の作動気密の試験結果を記載してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ③ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、排気弁の作動気密性の結果及び作動気密が最も悪かった材質についてその理由を記載してください。
- ④ 産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。

7. ろ過材及び吸収缶

(1) 形状

ろ過材及び吸収缶の形状は、次のとおり。

- ① ろ過材及び吸収缶（カートリッジ形式のものはカートリッジを含む）の形状は一型式一種類のみとします。
- ② 他の機能等が付属する複合形のもなど構造が違うものは、別型式とします。
- ③ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装の形状は、図面で指定してください。
- ④ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの包装のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての包装について、除毒能力試験の結果及び除毒能力試験が短くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑤ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で除毒能力試験が最も短い包装のものを対象として試験を行いますので、その包装を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。

- ⑥ 更新検定の際に、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装の形状を同一型式として追加する場合は、全ての形状のサンプルについて申請書添付書類の内容を産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。ただし、他の型式検定に合格した形状又はその組み合わせに限りません。

(2) 材質

ろ過材及び吸収缶の材質は、次のとおり。

- ① ろ過材及び吸収缶の材質は一型式一種類のみとします。ただし、カートリッジ形式のもののカートリッジ部分の材質については、変更しても性能に影響しない場合であれば新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。ただし、更新検定の際には変更した時期、変更の理由等を申請書添付書類に記載してください。この場合、バリエーションとして複数の材質のものを同時に製造することはできないものとします
- ③ 防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装材料の材質は新規検定の際、同時に申請され、申請書添付書類にそれぞれについて実際に包装した部品での除毒能力試験の結果を記載してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ④ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、除毒能力試験の結果及び除毒能力試験が短くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑤ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で除毒能力試験が最も短い材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の材料のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。
- ⑥ 更新検定の際に、防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具の吸収缶の包装の材質を同一型式として追加する場合は、全ての材質のサンプルについて申請書添付書類の内容を産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。ただし、他の型式検定に合格した形状又はその組み合わせに限りません。

8. 連結管及び連結管の取り付け部

(1) 形状

連結管及び連結管の取り付け部の形状は、次のとおり。

- ① 連結管の形状は、一型式一種類のみとします。
ただし、連結管の長さ及び太さは、図面に指定した範囲内を同一型式とします。
- ② 面体、フード、フェイスシールド及びファンユニットと連結管の接続構造は、一型式一種類のみとします。
- ③ 1本連結管タイプ、2本連結管タイプ、Y字連結管タイプ等の連結管構造は、一型式一種類のみとします。
- ④ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、内圧又は最低必要風量の結果及び内圧又は最低必要風量の結果が悪くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑤ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で内圧又は最低必要風量の結果が最も悪くなった形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してくだ

さい。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。

- ⑥ 更新検定の際に、連結管に違いがあるものを同一型式に追加する場合は、全ての形状のサンプルについて申請書添付書類の内容を産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

（2）材質

連結管及び連結管の取り付け部の材質は次のとおり。

- ① 連結管の材質は、一型式一種類とします。
- ② 連結管の取り付け部の材質は、新規検定の際、同時に申請され、申請書添付書類にそれぞれについて実際に成形した部品での引張強度の結果を記載（申請書には、どの個所を固定したかを具体的に記載ください）してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ③ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各寸法、引張強度の結果及び引張強度が弱くなった材質についてその理由を記載してください。
- ④ 産業安全技術協会では、原則として引張強度が最も弱くなった材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。
- ⑤ 連結管の表面加工等（アルミコーティングされた管等）は、性能及び強度に影響を与えないものとします。

9. 電動ファン

（1）形状

電動ファンの形状は、次のとおり。

- ① 電動ファンと連結管の接続構造は、一型式一種類のみとします。
- ② 電動ファンの送風部（送風用の羽根車、ケース等）の形状・構造は、一型式一種類のみとします。
- ③ 送風方式（定常流方式、ブレスレスポンス方式等）の違いは別型式とします。
- ④ 電動ファンとろ過材、吸収缶、連結管の取付構造は、一型式一種類のみとします。
- ⑤ 電動ファンの固定方式（腰ベルト、肩ベルトを含む。）は、任意扱いとなります。サンプルは標準タイプのベルトを付けて提出してください。
- ⑥ ろ過材の接続口が多数あり、接続する個数を選択できるもの及び、同一のファンユニットに異なるろ過材アダプターを付けて、装着できる同種のろ過材の個数を可変できるものについて、新規検定の際、申請された場合については一型式とします。
- ⑦ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの形状のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての形状について、各寸法、漏れ率の結果及び漏れ率の結果が悪くなった形状についてその理由を記載してください。
- ⑧ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で漏れ率の結果が最も悪くなった形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）として、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。

- ⑨ 送風の制御方式等は、一型式一種類のみとします。
- ⑩ 電気部品については、仕様等が同等のもので性能に影響を与えないものとします。
- ⑪ 電源ケーブルの長さは指定した範囲内とします。
サンプルは試験に支障のない長さとなります。
- ⑫ 電源ケーブルのコネクタの形状は、性能及び強度に影響をあたえないものとします。
- ⑬ 電源の定格電圧が同じで種類、容量が異なるもの及び、定格電圧が複数で種類、容量が異なるものについて、新規検定の際、申請された場合については一型式とします。
- ⑭ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの電源のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての電源について、各寸法、内圧又は最低必要風量の結果及び内圧又は最低必要風量の結果が最も悪くなった電源についてその理由を記載してください。
- ⑮ 産業安全技術協会では、「あらかじめ行った試験の結果」で内圧又は最低必要風量の結果が最も悪くなった電源のものを対象として試験を行いますので、その電源を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低1個はサンプルを提出してください（産業安全技術協会が、他の形状のサンプルが必要なしとした場合は、この限りではありません。）。
- ⑯ 更新検定の際に、電気部品、電源等に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、全ての形状のサンプルについて申請書添付書類の内容を産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

(2) 材質

電動ファンの材質は次のとおり。

- ① 送風部分を除く本体等について、性能及び強度に影響しないものとします。
- ② 電源ケーブルの材質は性能及び強度に影響しないものとします。
- ③ 連結管の接続部の材質は（ファン部とろ過材部が分離している場合の接続部を含む。）新規検定の際、同時に申請され、申請書添付書類にそれぞれについて実際に成形した部品での引張強度の結果を記載（申請書には、どの個所を固定したかを具体的に記載ください）してあれば、産業安全技術協会がその内容を確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。
- ④ 申請書添付書類の「あらかじめ行った試験の結果」には、どの材質のもので試験を行った結果であるかを明記してください。全ての材質について、各寸法、引張強度の結果及び引張強度が弱くなった材質についてその理由を記載してください。
- ⑤ 産業安全技術協会では、原則として引張強度が最も弱くなった材質のものを対象として試験を行いますので、その材質を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第1（第6条関係）に規定の数を提出してください。他の材質についても各最低1個はサンプルを提出してください。
- ⑥ 更新検定の際に、材質に違いがあるものを同一型式として追加する場合は、全ての材質のサンプルについて申請書添付書類の内容を産業安全技術協会が確認し、一型式として取り扱うべきものであるかを判定します。

10. 吸気補助具

(1) 形状

吸気補助具の形状は、一型式一種類とします。

(2) 材質

吸気補助具の材質は、一型式一種類とします。ただし、電気部品及び電気配線材料については、電氣的な機能が同等と見なされる場合は随時変更できるものとします。

1 1. その他の部品（上記 2～10 以外の部品）

(1) 形状

その他の部品の形状は、次のとおり。

- ① その他の部品の形状は、一型式一種類とします。ただし、部品の表面の文字や商標のモールドなど、強度に影響しない部分については随時変更できるものとします。
- ② その他の部品で、一部形状が異なっても他の型式検定合格品との互換性がある部品（ろ過材及び吸収缶等のカートリッジを固定するための部品等）については、新規検定申請及び更新検定申請の際に検定申請書類にその旨の説明と図を添付することで一型式として取り扱います。
- ③ 構造規格の構造に関わらない部品（伝声器、フィットチェッカー、笛、拡声器のコネクター、警報器、電圧低下アラーム、風量低下アラーム、内圧低下アラーム、各種インジケータ等）については、防じんマスクの規格、防毒マスクの規格及び電動ファン付き呼吸用保護具の規格に規定される性能と強度に影響しない場合は、新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。ただし、更新検定の際には変更した時期、変更の理由等を申請書添付書類に記載して下さい。
- ④ 産業安全技術協会では、原則として申請者の希望する形状のものを対象として試験を行いますので、その形状を提出するサンプル（部品）とし、現行の機械等検定規則別表第 1（第 6 条関係）に規定の数を提出してください。他の形状についても各最低 1 個はサンプルを提出してください。

(2) 材質

その他の安全性能に関係しない部品の材質は、性能、強度に影響がない限り、新規検定申請の際のものを随時変更できるものとします。

1 2. 色について

色は、原則、材質の着色料として添加する顔料等が材質の物性に影響を与えないものであれば、申請書添付書類に記載したものを随時追加することができるものとします。

ただし、以下のものについてはその限りではありません。

- ① 弁座及び弁座覆の色は、申請書添付書類に記載しなくても随時変更できるものとします。
- ② ろ過材及び吸収缶の色は一型式について一種類のみとします。ただし、カートリッジ形式のろ過材及び吸収缶のカートリッジ部分の色については、地色をそのまま表示に使用している場合を除き新規検定申請の際のものを随時追加できるものとします。

1 3. サンプルの提出について

サンプルは原則試験項目ごとに該当する構造、形状、及び材料で組まれた製品又は部品を規定数提出するものとします。但し、サンプルで全ての試験項目が兼用できない場合には、試験項目に適合したサンプルを別途提出してもらう場合があります。

1 4. 取扱説明書への記載について

必要に応じて、取扱説明書には次のような同一型式があることを記し、ユーザーが製品を選択する際に参考となるようにしてください。

- ① 面体、フード、フェイスシールド等の大きさの違うもの（例えば、サイズ違い大、中、小があること）
- ② しめひもの違うもの
- ③ 連結管の違うもの

以上